

- ・協会けんぽ 被扶養者資格再確認について
- ・任意継続健康保険の保険証発行について
- ・有期労働契約を終了する際の取扱い

## 協会けんぽ 被扶養者資格再確認について

毎年実施されている協会けんぽの被扶養者資格の再確認について、今年度は9月下旬～10月下旬にかけて「被扶養者状況リスト」が送付されました。

この再確認は、高齢者医療制度における拠出金及び保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認するために実施しているものです。

### 確認対象となる被扶養者

令和元年9月13日現在の被扶養者(ただし、平成31年4月1日以降に被扶養者になった方は対象外)

### 確認方法

事業主より被保険者に対して、文書又は口答により、健康保険の被扶養者としての要件を満たしているかどうかを確認し、被扶養者状況リストに確認結果を記入(チェックを入れる)

### 提出書類

- 被扶養者状況リスト(協会けんぽ提出用)、
- 被扶養者調書兼異動届・保険証(「被扶養者調書兼異動届を添付」にチェックした場合)

### 提出期限

令和元年11月20日(水)

## 任意継続健康保険の保険証発行について

任意継続の保険証について、今までは事業所から健康保険資格喪失届を提出し、日本年金機構が資格喪失記録をし、協会けんぽが喪失確認した後に保険証を発行していましたが、令和元年10月1日以降は退職日の確認ができる書類を添付すれば、事業所からの退職手続を待たずに、保険証の作成ができるようになりました。

## 有期労働契約を終了する際の取扱い

勤怠不良の契約職員がいます。採用後3年ほどは遅刻や欠勤もなかったのですが、ここ数ヶ月は遅刻や無断欠勤が続いています。

もうすぐ契約更新の時期ですが、更新しない場合は、いつまでに伝えたいのでしょうか？

①

はい、有期労働契約においては、契約期間が過ぎれば原則として自動的に労働契約が終了することとなりますが、**3回以上**契約が更新されている場合や**1年を超えて**継続勤務している人については、契約を更新しない場合、使用者は**30日前までに予告**しなければなりません。

②

30日前までに予告をすれば大丈夫、ということですね。

③

いえ、そうとも限りません。契約の反復更新の実態などから、実質的に期間の定めのない契約と変わらないといえる場合や、雇用の継続を期待することが合理的であると考えられる場合、雇止め(契約期間が満了し契約が更新されないこと)をすることに、**客観的・合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められないときは雇止めが認められません**。従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されることになります。

業務内容が臨時的であったり、契約当事者が期間満了により契約関係が終了すると明確に認識している場合は、原則どおり契約期間満了によって契約関係が終了すると考えて問題ありません。(例:産休代替要員)

④

契約期間満了で退職してもらえば問題ないと思っていましたが、そうではないんですね。では、もう少し慎重に対応したいと思いますが、雇止めの際の注意点があれば教えてください。

⑤

まず助成金についてですが、種類によって支給要件に「一定期間、事業主都合による離職がないこと」などがあります。この「事業主都合による離職」には契約を更新しないことによる雇止めも含まれます。助成金の申請をしている、または申請しようとしている場合は、お気をつけください。

また、雇止めを検討する際は、突然「更新しない」と告げるのではなく、まずは更新希望の有無を聞き、希望するようであれば「改善がなければ次回の契約を更新しない」、のように猶予期間を設け契約を更新した後に、改善が見られないようであれば終了するようにしましょう。

更新の際には自動更新にするのではなく、毎回お互いに意思確認をしておくことが大切です。

⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「[kcr@nkgr.co.jp](mailto:kcr@nkgr.co.jp)」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に  
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)  
〒561-8510  
大阪府豊中市寺内2-13-3日本経営ビル  
発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健  
執筆担当者: 岩城 恵美

TEL: 06-6868-1193  
FAX: 06-6862-4662  
Mail: [kcr@nkgr.co.jp](mailto:kcr@nkgr.co.jp)



作成日: 2019.10.15